

2026 年 9 月 17 日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
会 社 名 アクセルマーク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 坂 達典
(コード番号: 3624 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 横谷 玲音
(TEL 03-5354-3351)

親会社との法務支援に関する契約の締結に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 17 日開催の取締役会において、当社の親会社かつ支配株主である株式会社コンヴァノ（東京都渋谷区、代表取締役社長 上四元 絢。以下「コンヴァノ社」といいます。）との間で、法務支援に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本契約に基づき当社がコンヴァノ社に対して支払う対価の年間総額は 12,000,000 円（消費税及び地方消費税を除きます。）であります。

記

1. 本契約締結の理由及び目的

当社は、2026 年 7 月 2 日に払込みが完了したコンヴァノ社を割当先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）により、同社を親会社かつ支配株主とする新体制へ移行いたしました。当社は、当初、当該増資及びコンヴァノ社との間のコミットメント型タームローン・ファシリティ契約により確保した資金を原資として、ビューティー&ウェルネス事業を中核とする広義のヘルスケア領域における M&A 及び事業投資を推進し、その成果によって既存事業の営業損失を補い、連結業績の黒字化を実現することを企図しておりました。

しかしながら、当社グループは長期にわたり営業損失を継続して計上しており、既存事業であるトレカ事業及び広告事業の黒字化への道筋は現時点において見出せておりません。加えて、本日付「連結子会社の解散及び特別清算の方針決定、債権の取立不能のおそれ並びに事業の当社への引継ぎに関するお知らせ」記載のとおり、ビューティー&ウェルネス事業を営んでまいりました当社の完全子会社は事業運営の継続が困難となり解散に至り、ヘルスケア領域における成長戦略は、その出発点において重大な停滞を余儀なくされております。ヘルスケア領域の成長によって既存事業の課題を補うという構想は事実上崩れ、当社は、既存事業そのものの立て直しについても、親会社の支援を受けざるを得ない、極めて深刻な状況に置かれております。

こうした状況の下、当社は、本日決議いたしました連結子会社の解散及び特別清算をはじめ、当該子会社からの事業の引継ぎ、契約関係及び債権債務の整理並びにこれらに伴う適時開示及び法定開示など、平時を大きく上回る法務対応を、短期間のうちに、かつ的確に行う必要に迫られております。

これらの対応は、個別の法律問題への対応にとどまらず、当社グループの事業運営、契約関係、債権債務及び経営管理等に関連する事項を横断的に整理し、各種手続及び開示対応を相互に連携させながら進める必要があります。そのため、法律専門家による個別の法的助言に加え、当社グループの事業運営及び経営管理の実情を踏まえた実務的な検討並びにグループ全体としての対応方針の統一が重要であると考えております。

コンヴァノ社は、上場会社としての法務・コンプライアンス体制を有するとともに、事業会社として、当社が対応を必要とする事業領域に関する実務上の知見及び事業運営上のノウハウを有しております。また、当社の親会社として、当社の事業内容及び経営状況を踏まえたグループ全体の対応方針の検討並びに必要な体制整備を主導する立場にあります。

当社は、今後、当社グループ全体としての法務・コンプライアンス体制及び情報管理体制の整備を進めていく必要があることから、今回の対応においても、コンヴァノ社を中心としてグループ全体で一貫した方針のもとに対応することが、情報共有、意思決定及び各種手続の連携を円滑に進めるうえで適切かつ効率的であると判断いたしました。特に、コンヴァノ社においてグループ全体の状況を踏まえた対応方針の検討及び必要な体制整備を行い、その方針に基づき当社への支援を進めることにより、当社単独で個別に対応する場合と比較して、グループとしての統一的かつ円滑な実務遂行が期待できるものと考えております。

2. 本契約の内容

契約当事者	当社及びコンヴァノ社
契約締結日	2026 年 9 月 17 日
契約期間	支援期間は 2026 年 10 月 1 日から 2027 年 9 月 30 日まで（1 年間）。満了 3 か月前までにいずれの当事者からも書面による申出がない場合、同一条件で 1 年間自動更新。
法務支援の内容	① 契約書その他の法律文書の作成・審査に関する助言 ② 会社法、金融商品取引法及び金融商品取引所規則に基づく手続、適時開示及び法定開示に関する助言 ③ 株主総会及び取締役会の運営に関する助言 ④ 子会社の解散、清算その他の組織再編に係る手続に関する助言 （注）法務支援には弁護士法第 72 条に定める法律事務は含まれません。また、当社とコンヴァノ社又はその関係会社との間の取引に関する助言は支援の対象から除外し、当社は同社から独立した第三者の助言を得るものとしております。
対価	月額 1,000,000 円（年間 12,000,000 円。消費税及び地方消費税を除きます。）

3. 契約の相手方の概要

①	商 号	株式会社コンヴァノ（英文名称：Convano Inc.）
②	本店所在地	東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N. E. S. ビル S 棟 B 3 F
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上四元 絢
④	事 業 内 容	ネイル事業、コンサルティング事業、ヘルスケア事業、インベストメント&アドバイザリー事業及び A I 事業
⑤	資 本 金 の 額	50,000 千円（2026 年 8 月 6 日現在。2026 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の決議に基づき、同年 8 月 6 日を効力発生日として資本金の額を 5,189,924 千円減少した後の金額であります。）
⑥	設 立 年 月 日	2013 年 7 月 10 日
⑦	大株主及び持株比率	株式会社 NT 61.55%
		株式会社ディメンショナル 7.33% （2026 年 3 月 31 日現在）
⑧	上場市場・コード	東京証券取引所グロース市場・6574
⑨	決 算 期	3 月期

⑩	当社との関係	資本関係：本第三者割当増資により、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の 68.90%（議決権比率 68.91%）を保有しており、当社の主要株主である筆頭株主、親会社及び支配株主に該当いたします。
		人的関係：当社の取締役 11 名のうち 6 名が、同社の指名に基づき 2026 年 7 月 2 日付で就任した取締役であります。このうち 1 名は、同社の取締役を兼務しております。
		取引関係：当社は、同社との間で、2026 年 5 月 29 日付でコミットメント型タームローン・ファシリティ契約（融資極度額 30 億円）を締結しております。上記及び本契約のほか、記載すべき取引関係はありません。 関連当事者への該当状況：同社は当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。

（注）「大株主及び持株比率（2026 年 3 月 31 日現在）」は対象者が 2026 年 6 月 30 日に提出した第 13 期有価証券報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

（注）上記は、コンヴァノ社が金融商品取引法及び上場規程に基づき開示している有価証券報告書その他の書類に基づく記載であります。

4. 支配株主との取引等に関する事項

（1）支配株主との取引等に該当する事実の有無及び少数株主保護の方策に関する指針の遵守状況

コンヴァノ社は当社の支配株主に該当し、本契約の締結は支配株主との取引等に該当いたします。当社は、支配株主との取引等を行う場合には、その必要性及び取引条件の妥当性について、独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議の上決定するとともに、支配株主からの独立性を有する者から、少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を取得するなど、少数株主保護の観点から必要な手続を適切に実施することとしております。本契約の締結に当たり、以下の手続を履践しております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本契約の締結に当たり、当社の監査等委員会を構成する 5 名の独立社外取締役はいずれもコンヴァノ社からの独立性を有していることを確認した上で、当該監査等委員会から、本契約の締結を行うことについての決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を取得しております。

また、本契約の必要性及び契約条件の妥当性について、利益相反のおそれを踏まえ、独立社外取締役で構成される監査等委員会の意見を確認するとともに、コンヴァノ社の取締役を兼務する当社の取締役 1 名（位高力氏）は、本契約の締結に関する審議及び決議に参加しないこととした上で、取締役会において審議を行うなど、公正性を担保し、利益相反を回避するための必要な手続を実施しております。

（3）支配株主からの独立性を有する者による意見の入手

当社は、2026 年 9 月 17 日付で、当社の監査等委員会（5 名の監査等委員である取締役で構成されており、いずれも社外取締役として、コンヴァノ社からの独立性を有しております。）から、本契約の締結を行うことについての決定が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を入手しております。当該意見の理由は、以下のとおりであります。

- ① 対価（月額 100 万円、税別）は、同種の役務提供における第三者間取引の一般的な水準に照らして不相当なものではなく、当社の事業内容、事業規模に鑑みて、専門性の高い担当者を社内で維持するために通常要する管理コスト等と比較しても経済合理性を有するものと認められること。
- ② 本件支援の実施状況及び対価の妥当性について、四半期ごとに当社へ報告される体制が確保されていること
- ③ 本件支援の内容又は稼働の実績が対価に見合わないと思われられる場合等には、当社から対価の見直し

に関する協議を申し入れ、必要に応じて対価を減額し、又は既払対価の返還を求めることができる仕組みが確保されていること

- ④ 当社の少数株主の利益とコンヴァノの利益とが相反し、又は相反するおそれのある事項が生じた場合には、コンヴァノから当社へ通知される体制が確保されていること
- ⑤ 本件支援について、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 72 条に定める法律事務を含まないことが契約上明確にされており、支援内容を情報提供、留意点の指摘及び案文の提示に限定するとともに、法的評価等は当社の責任において行い、法律事務が必要となる場合には当社の責任と費用により弁護士に委任する仕組みが確保されていること
- ⑥ 甲乙間取引（アクセルマーク又はその子会社とコンヴァノ又はその親会社等若しくは子会社との間の取引）に関する助言は本件支援の対象外とされ、当社が独立した第三者の助言を得る仕組みが確保されていること
- ⑦ 本件支援に関連して提供する秘密情報について、契約上、秘密として保持し、本件支援の目的以外に使用しないことが定められているほか、未公表の重要事実については、支援担当者以外の者への開示を行わない体制を整備すること等が定められており、提供する情報について一定の管理がなされる仕組みが確保されていること

当社の監査等委員会は、2026 年 9 月 17 日開催の監査等委員会において上記の意見を確認しており、当社の取締役会は、当該意見を十分に尊重した上で本契約の締結を決議いたしました。

（4）本契約に関する取締役会の運営

本契約の締結に係る 2026 年 9 月 17 日開催の取締役会には当社の取締役 11 名全員が出席し、コンヴァノ社の取締役を兼務する当社の取締役 1 名（位高力氏）は、会社法第 369 条第 2 項に定める特別の利害関係を有する取締役として審議及び決議に参加しておりません。当該取締役を除く出席取締役 10 名（うち独立社外取締役である監査等委員 5 名）の全員一致により、本契約の締結を決議しております。

当社は、以下の理由のもと、本契約の締結を行うことについての決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないものと考えております。

- ① 本契約の目的（営業損失が継続し、ヘルスケア領域における成長戦略が重大な停滞を余儀なくされる中で、喫緊の法務対応に不可欠な法務機能を補完すること）は、当該対応を適切かつ円滑に進めることによる法的リスクの低減、事業・債権債務関係の整理及び経営資源の適正化、並びに当社の経営基盤の安定化及び中長期的な企業価値の維持・向上につながることから、当社の経営課題に照らして合理的であること。また、支援の対象を法務支援に限定し、経営指導を本契約の対象から除いていることは、親会社との継続的な取引の規模を必要最小限にとどめる措置として合理的であること。
- ② 支援の内容及び毎月の最低提供時間が本契約において具体的に定められ、対価（月額 1,000,000 円）が支援担当者の稼働時間の見込みに人件費相当額を基礎とする単価を乗じて算定されており、第三者間の同種取引の水準に照らして不相当ではないこと。
- ③ 本件支援について、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 72 条に定める法律事務を含まないことが契約上明確にされており、支援内容を情報提供、留意点の指摘及び案文の提示に限定するとともに、法的評価等は当社の責任において行い、法律事務が必要となる場合には当社の責任と費用により弁護士に委任する仕組みが確保されていること
- ④ 四半期ごとの実施状況の報告、対価の減額及び既払対価の返還請求、並びに 3 か月前の通知による解約が可能であり、対価に見合う役務の提供を当社が継続的に確認し、是正できる仕組みが設けられていること。
- ⑤ 成果物を当社が無償かつ期間の定めなく利用できること。
- ⑥ コンヴァノ社の取締役を兼務する当社の取締役が審議及び決議に参加しないこと。

(5) 支配株主との取引等に係る今後の対応

当社は、本契約に基づく支援の実施状況及び対価の妥当性に関する四半期ごとの報告を当社の監査等委員会に付議するとともに、本契約の変更、解除、解約又は支援内容の追加に当たっては事前に同委員会の意見を聴取し、更新については同委員会の意見の聴取をその効力要件としております。

5. 今後の見通し

本契約に基づく対価の支払は2026年10月1日以降に発生するため、2026年9月期の連結業績への影響はありません。2027年9月期においては年間12,000,000円の販売費及び一般管理費の増加要因となります。今後、開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>

アクセルマーク株式会社 経営管理部

メール：ir@axelmark.co.jp